

高松市監査委員告示第6号

地方自治法第199条第2項、第5項および第7項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告および意見を、同条第9項および第10項の規定により、次のとおり公表します。

平成20年3月31日

高松市監査委員 谷本繁男
同 吉田正己
同 妻鹿常男
同 池内静雄

平成19年度財政援助団体監査結果報告等について

第1 財政援助団体（財団法人高松観光コンベンション・ビューロー）監査の結果に関する報告および意見

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の対象および期間

対 象		期 間
部局および団体	事 務	
産 業 部 観 光 課	平成18年度および平成19年4月1日から同年12月25日までの財団法人高松観光コンベンション・ビューローに財政的援助等を与えているものの出納その他の事務	平成19年12月26日から平成20年2月15日まで
財団法人高松観光コンベンション・ビューロー	平成18年度および平成19年4月1日から同年12月25日までの高松市の財政的援助等に係るものの出納その他の事務	

(2) 監査の方法

平成18年度および平成19年度に執行した当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

監査に当たっては、当該監査対象団体を所管している産業部観光課および同団体から関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

(3) 監査対象団体（財団法人高松観光コンベンション・ビューロー。以下「財団」という。）の概要

ア 設立年月日

平成6年9月27日

イ 基本財産（平成19年3月31日現在）

543,969,761円

ウ 設置目的

高松市および香川県の有する文化的、社会的、経済的特性を生かし、国内外の観光およびコンベンションの誘致を行うことにより、高松市の観光振興と高松市および香川県におけるコンベンションの振興を図り、もって国際相互理解の増進ならびに地域経済の活性化および文化の向上に寄与することを目的とする。

エ 事務所所在地

高松市サンポート1番1号

オ 組織（平成19年4月1日現在）

役員は21人で、その内訳は理事長1人、副理事長4人、専務理事1人、理事13人および監事2人である。

カ 実施事業（寄附行為で定めている事業）

- (ア) コンベンションの誘致及び主催者に対する支援
- (イ) 観光客等の誘致及び受け入れ
- (ウ) 観光及びコンベンションの広報及び宣伝
- (エ) 観光及びコンベンションの調査及び企画
- (オ) 観光及びコンベンションに関する情報の収集及び提供

(カ) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

キ 採用している会計基準

公益法人会計基準

ク 高松市との関係

高松市は、財団の設立に際し出捐しているほか、高松市インフォメーションプラザの管理運営業務委託料および財団の運営事業等に対する補助金を交付している。

(ク) 高松市からの受託業務の名称および金額

(単位 円)

受託業務名	平成18年度	平成19年度
高松市インフォメーションプラザ管理運営業務	5,665,000	5,763,000

平成19年度については、契約金額を記載している。

(ケ) 高松市からの補助事業の名称および金額

(単位 円)

補助事業名	平成18年度	平成19年度
財団運営事業	85,090,758	58,654,000
全国大会等開催事業		33,000,000

平成19年度については、補助金交付決定額を記載している。(なお、平成19年度から、財団運営事業と全国大会等開催事業に分割し、補助金の交付を受けている。)

ケ 収支の状況等

(ア) 貸借対照表総括表

平成19年3月31日現在

(単位 円)

科目	一般会計	特別会計	合計
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	7,890,514	1,770,191	9,660,705
未収金	1,656,114	97,330	1,753,444
棚卸資産	873,160	77,549	950,709
流動資産合計	10,419,788	1,945,070	12,364,858
2 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	45,389,676		45,389,676
投資有価証券	498,580,085		498,580,085
基本財産合計	543,969,761		543,969,761
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	8,038,941		8,038,941
特定資産合計	8,038,941		8,038,941

(3) その他固定資産			
電話加入権	145,600		145,600
その他固定資産合計	145,600		145,600
固定資産合計	552,154,302		552,154,302
資産合計	562,574,090	1,945,070	564,519,160
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	9,546,628	427,551	9,974,179
流動負債合計	9,546,628	427,551	9,974,179
2 固定負債			
退職給付引当金	8,038,941		8,038,941
固定負債合計	8,038,941		8,038,941
負債合計	17,585,569	427,551	18,013,120
III 正味財産の部			
1 指定正味財産			
高松市出捐金	391,906,000		391,906,000
香川県出捐金	150,000,000		150,000,000
民間団体寄付金	1,000,000		1,000,000
指定正味財産合計	542,906,000		542,906,000
(うち基本財産への充当額)	(542,906,000)		(542,906,000)
2 一般正味財産	2,082,521	1,517,519	3,600,040
(うち基本財産への充当額)	(1,063,761)	(0)	(1,063,761)
正味財産合計	544,988,521	1,517,519	546,506,040
負債及び正味財産合計	562,574,090	1,945,070	564,519,160

(イ) 正味財産増減計算書総括表

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

(単位 円)

科 目	一般会計	特別会計	合 計
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用収入			
基本財産利息収入	3,497,743		3,497,743
② 会費収入			
賛助会員会費収入	8,940,000		8,940,000
③ 事業収入			
広告等収入	703,000		703,000
物品等販売収入	869,242		869,242
事業収入		9,365,240	9,365,240
雑収入		0	0
④ 補助金等収入			
地方公共団体補助金収入	94,135,758		94,135,758
⑤ 分担金収入			
観光誘致宣伝事業分担金	500,000		500,000

	社会保険料本人負担金収入	4,520,521		4,520,521
⑥	受託事業収入 受託事業収入	5,665,000		5,665,000
⑦	雑収入 雑収入	502,880		502,880
⑧	繰入金収入 繰入金収入	0		0
	経常収益計	119,334,144	9,365,240	128,699,384
(2)	経常費用			
①	事業費			
	誘致支援事業費	7,738,060		7,738,060
	観光客誘致事業費	8,064,940		8,064,940
	広報宣伝事業費	4,840,302		4,840,302
	調査企画事業費	107,042		107,042
	情報収集提供事業費	234,210		234,210
	観光施設管理運営事業費	5,208,500		5,208,500
	開催支援補助金事業費	30,060,000		30,060,000
	売店管理運営事業費		9,444,500	9,444,500
②	管理費			
	人件費	45,717,584		45,717,584
	法人管理運営費	16,785,506		16,785,506
③	特定預金支出 退職給付引当金支出	578,000		578,000
④	繰出金 繰出金		0	0
	経常費用計	119,334,144	9,444,500	128,778,644
	当期経常増減額	0	△ 79,260	△ 79,260
2	経常外増減の部			
(1)	経常外収益			
①	期末商品等棚卸高	873,160	77,549	950,709
②	投資有価証券評価益	517,761		517,761
	経常外収益計	1,390,921	77,549	1,468,470
(2)	経常外費用			
①	期首商品等棚卸高	0	0	0
	経常外費用計	0	0	0
	当期経常外増減額	1,390,921	77,549	1,468,470
	当期一般正味財産増減額	1,390,921	△ 1,711	1,389,210
	一般正味財産期首残高	691,600	1,519,230	2,210,830
	一般正味財産期末残高	2,082,521	1,517,519	3,600,040
II	指定正味財産増減の部			
①	基本財産運用収入			
	基本財産利息収入	3,497,052		3,497,052
	投資有価証券評価益	517,761		517,761
②	一般正味財産への振替高	△4,014,813		△4,014,813
	当期指定正味財産増減額	0	0	0
	指定正味財産期首残高	542,906,000	0	542,906,000
	指定正味財産期末残高	542,906,000	0	542,906,000
III	正味財産期末残高	544,988,521	1,517,519	546,506,040

(ウ) 財産目録（一般会計）

平成19年3月31日現在

（単位 円）

科 目		金 額	
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金			
現金手許有高	0		
普通預金 百十四銀行	7,864,514		
普通預金 香川銀行	26,000		
未収金	1,656,114		
棚卸資産 コングレスバック	873,160		
流動資産合計		10,419,788	
2 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金 百十四銀行	10,000,000		
定期預金 香川銀行	10,000,000		
定期預金 高松信用金庫	10,000,000		
定期預金 香川県信用組合	10,000,000		
定期預金 香川県農業協同組合	5,389,676		
投資有価証券 第5回大阪府公債	49,775,000		
投資有価証券 780回東京都債	50,141,848		
投資有価証券 高松市公募公債16年度	1,000,000		
投資有価証券 第40回利付国債	99,972,850		
投資有価証券 第43回利付国債	99,907,994		
投資有価証券 兵庫県14年度第6回公債	48,985,553		
投資有価証券 257回大阪府公募公債	49,159,208		
投資有価証券 横浜市17年度第1回公募公債	49,872,054		
投資有価証券 282回大阪府公募公債	49,765,578		
基本財産合計	543,969,761		
(2) 特定資産			
退職給付引当資産			
定期預金 三菱東京UFJ銀行	8,038,941		
特定資産合計	8,038,941		
(3) その他固定資産			
電話加入権	145,600		
その他固定資産合計	145,600		
固定資産合計		552,154,302	
資産合計			562,574,090
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	9,546,628		
流動負債合計		9,546,628	
2 固定負債			
退職給付引当金	8,038,941		
固定負債合計		8,038,941	
負債合計			17,585,569
正味財産			544,988,521

財産目録（特別会計）

平成19年3月31日現在

（単位 円）

科 目	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金			
現金手許有高	0		
普通預金 百十四銀行	1,770,191		
未収金	97,330		
棚卸資産 売店販売商品	77,549		
流動資産合計		1,945,070	
資産合計			1,945,070
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	427,551		
流動負債合計		427,551	
負債合計			427,551
正味財産			1,517,519

(4) 監査の結果

監査の結果、所管部局および監査対象団体の出納その他の事務については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、所管部局および監査対象団体の事務の一部に改善を要する事項が認められ、また、監査対象団体の事務に関して、監査委員の意見を付するものである。

なお、所管部局および監査対象団体の改善を要する事項について、措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努められたい。

(5) 今回の監査で指摘した事項

ア 所管部局（産業部観光課）に対するもの

委託料執行状況の確認を適正にすべきもの

平成18年度高松市インフォメーションプラザ管理運営業務委託契約書第8条では、事務の執行状況の検査や必要な書類の提出を求めることがで

きると規定しているが、同管理運營業務委託に係る当初見積書に計上されていない事務経費（運営諸経費）の執行について、口頭による確認を行ったのみで、同規定に基づく必要な書類の確認による事務執行状況の検査を行っておらず、不適切な事務処理となっていたので、今後は、必要に応じ、事務の執行状況の検査や必要な書類の提出を求め、委託料執行状況の確認を適正に行われたい。

イ 監査対象団体（財団法人高松観光コンベンション・ビューロー）に対するもの

(ア) 予定価格を表記すべきもの

財団財務規程第29条では、契約を締結しようとする場合で、予定価格が80万円以上のものは、原則として2以上の者から見積書を徴しなければならないと規定しており、契約を締結しようとする場合には予定価格を定める必要があるにもかかわらず、財団事務所移転に伴う設備工事および什器備品等の調達に関する見積依頼何決裁では、予定価格が表記されていなかったため、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、見積依頼何決裁に予定価格を表記し、適正に事務処理されたい。

(イ) 契約の履行に係る検査を適正にすべきもの

財団財務規程第32条では、契約の適正な履行確保のため、総務企画課長またはコンベンション推進課長の職にある者をもって検査員に充て、必要な検査を行わなければならないと規定しているにもかかわらず、財団事務所移転に伴う設備工事および什器備品等の調達に係る業務委託契約については、検査員が定められていなかったほか、検査を行う職にある者が検査を行っていないため、今後は、同規定に基づき、検査員を置き、契約の履行に係る検査を適正に行われたい。

(ウ) 非課税とされる通勤手当の額を適正にすべきもの

所得税法施行令第20条の2では、非課税とされる通勤手当の額を規定しているが、財団職員の通勤手当の支給において、非課税とされる通勤手当の額を誤り、一部不適切な事務処理となっていたため、今後は、同規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(エ) 固定資産に係る財務処理を適正にすべきもの

公益法人会計基準第2の1では、貸借対照表の内容について、当該事業年度末現在におけるすべての資産、負債および正味財産の状態を明りょうに表示するものでなければならないと規定しているが、財団の平成18年度末現在の貸借対照表には、保有する固定資産である車両が計上されておらず、不適切な事務処理となっていたので、今後は、同規定に基づき、固定資産に係る財務処理を適正に行われたい。

(オ) 管理運営業務に係る決算処理を明確にすべきもの

財団が提出した平成18年度高松市インフォメーションプラザ管理運営業務委託料収支精算書では、委託料決算額は契約金額と同額となっていたが、同管理運営業務に係る財団の平成18年度収支計算書および経理書類等を照合したところ、当該経費の一部が他の決算科目で処理されており、当該経費の執行状況については、決算書類上、明確に区分されていなかったため、今後は、財団の決算科目と同管理運営業務項目の整合性を図るなど、管理運営業務に係る決算処理を明確にされたい。

2 監査の結果に付する監査委員の意見

監査対象団体（財団法人高松観光コンベンション・ビューロー）に対するもの
会計処理の適正化・合理化について

平成18年度財団収支計算書では、分担金収入として社会保険料本人負担金が計上されていたが、同負担金については、公益法人会計基準に照らし、預り金として処理すべきであるため、今後は、分担金収入に係る経理を訂正し、預り金として事務処理されたい。

また、正確かつ迅速な会計処理を行うため、会計処理ソフトの導入を検討するなど、更なる会計処理の適正化・合理化に努められたい。